

諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第7回定例会)

門真市教育委員会

諸報告第1号
に関する資料

門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会設置要綱の一部を改正する要綱

門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会設置要綱（平成19年8月21日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 門真市子ども読書活動推進計画の計画案を企画し、立案するため、門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 門真市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成19年8月21日施行） 第7条の規定に基づき、門真市子ども読書活動推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。
(構成) 第2条 作業部会の委員は、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。 学校教育課、生涯学習課、図書館、こども政策課、保育幼稚園課	(構成) 第2条 作業部会の委員は、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。 企画課、健康増進課、子育て支援課、保育課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館
(報告) 第5条 部会長は、作業部会の会議における計画立案等の検討過程又はその結果を門真市子ども読書活動推進計画審議会に報告しなければならない。	(報告) 第5条 部会長は、作業部会の会議における計画立案等の検討過程又はその結果を委員会に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。